

商品概要説明書

J A ネットバンク 定期（単利型）

（令和 5 年 2 月 1 日現在）

商 品 名	・ J A ネットバンク 定期貯金
ご利用いただける方	・ J A ネットバンク ご契約の方、総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方。
期 間	・ 1 年（自動継続のみ） ※その他の期間を選択された場合は、店頭表示金利でお預入れとなります。
預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入限度額 （4） 預入単位	・ ネットバンクによる登録貯金口座からの振替による一括預入 ・ 1 0 万円以上 ・ おひとり様 1 0 0 0 万円未満 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税 金	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。但し、満期継続後はスーパー定期またはスーパー定期 3 0 0 の店頭表示金利を適用致します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。
金利情報の入手方法	・ 金利については、店頭窓口またはホームページにてご確認ください。
手 数 料	—
満期時の取扱い方法	・ 元利金自動継続または元金自動継続
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・ 約定した預入期間が 1 か月以上 1 年未満の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または企画管理部（電話：0858-23-3085）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 企画管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間の途中であっても取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・ 「J A ネットバンキング」の定期預入メニューより預入手続きを行ってください。 ・ 預入は、お客様の依頼に基づき、事前に登録されたお客様本人名義の普通預金（代表口座）から出金して行います。 ・ この貯金は、通帳、または証書の発行はいたしません。 ・ 窓口および A T M での預入、解約はできません。 ・ お取引内容は、「J A ネットバンキング」の定期貯金明細照会メニューよりご確認ください。

詳しくは窓口までお問い合わせください。